ホットな消費者見守りニュース 98号

インターネット通販の落とし穴「定期購入」にご注意！

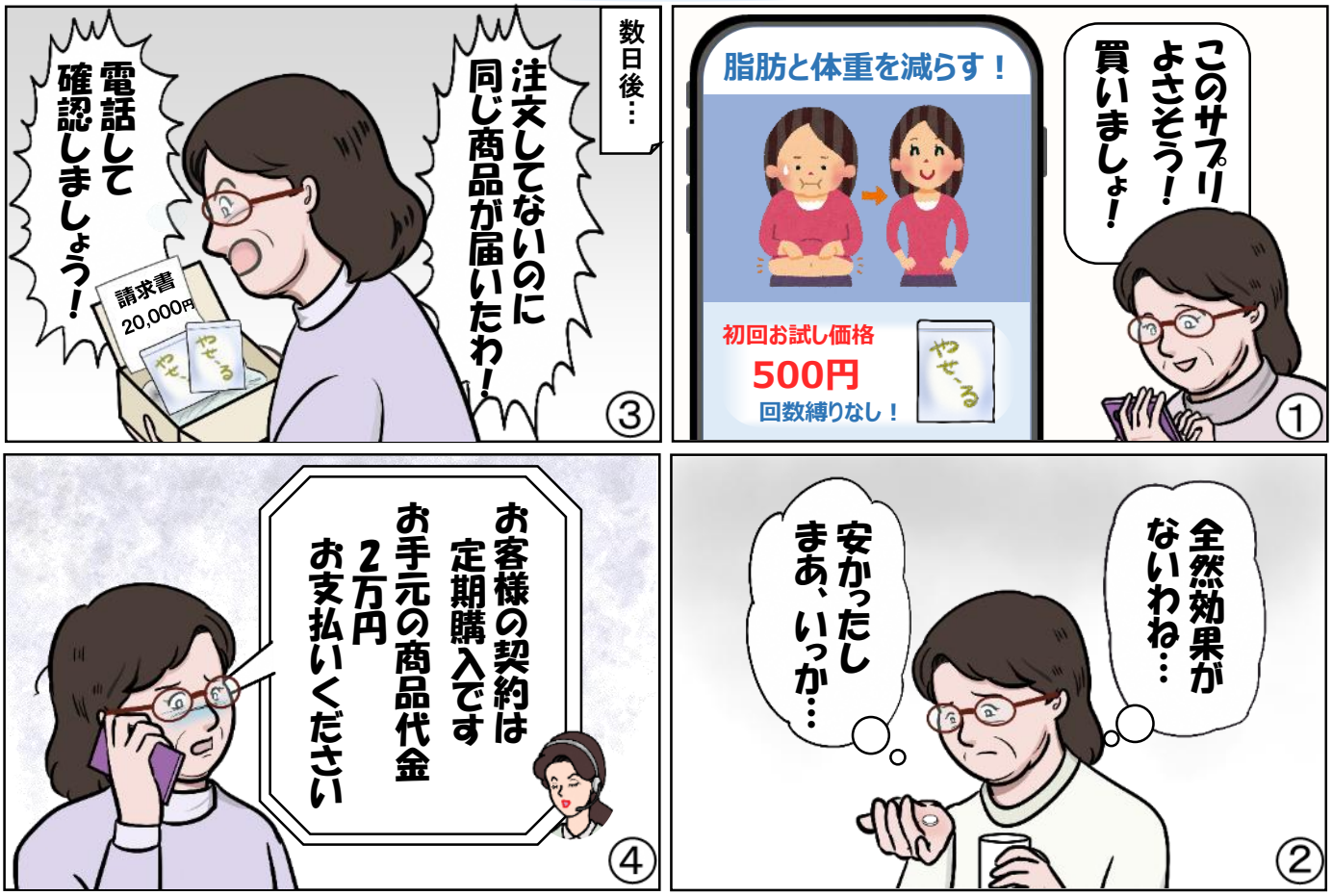

アドバイス

■「インターネットやSNSで低価格であることを強調する広告を見て、一回だけのつもりで注文した商品が、複数回購入することが条件の『定期購入』になっており、総額として注文時に想定した以上の金額を請求された。」といった相談が多数寄せられています。

■インターネット通販にはクーリング・オフ制度はないため、購入した商品を返品できるかどうか等については、契約の内容に従うことになります。

■注文する前に最終確認画面をよく確認し、「定期購入が条件になっていないか」「支払うことになる総額」「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」等の契約内容を必ず確認しましょう。また、最終確認画面のスクリーンショットを保存しましょう。

相談窓口

買物や契約などのお困りごとや心配なことは
消費者ホットラインへご相談ください。
(最寄りの消費生活相談窓口等につながります)

局番なし **いやや 188**

和歌山市消費生活センター　073-435-1188

2025年　5月